

令和 5 年度 社会福祉法人あじさいの会事業計画

法人の活動

社会福祉法人として地域社会への貢献などの役割を果たすことができるように、関係機関、他事業所等と連携して、やさしい街づくりの活動を展開していく。精神障害者が自立して地域で暮らしていくことができるための、施設環境の整備、当事者のニーズに合った支援ができる運営を目指していく。

都市計画法第 34 条第 1 号の施設の用途変更が認可され、福祉施設として地域にねざした活動ができるようにしていく。

各自治体の障害者福祉計画の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築のために関係機関と連携し、その具現化のために活動していく。

とりわけ、当事者支援、家族支援については、具現化できるように努力していく。

法人の目指している理念や運営方針をベースにしながら、法人運営の安定、発展を目指す。社会福祉法人あじさいの会が運営している事業が、より安定し、さらに発展していくために、職員の研修等を取り入れ、人材育成に力をいれ、職員体制の充実を図る。

1. 法人を支える後援会、家族会、関係機関と良好な関係を持続し、法人の発展に尽くす。
2. 社会福祉施設として、より地域にねざし、貢献できる法人を目指す。
3. 就労継続支援 B 型事業所「ゆったり工房」は事業内容を充実させ、応能な工賃を安定して支払えるようにする。また、スローカフェゆったりの継続と充実をめざす。
4. 相談支援事業所「希望」は、相談機能も充実させ、特定計画相談・一般相談の地域移行、地域定着にも対応できるようにする。
5. 職員の人材育成のため、制度、施策等の研修を行う。また、虐待防止委員会の設置・開催、虐待防止のための責任者の設置、従事者への研修等を、他機関と連携しながら実施していく。
法人内でも、職員のスキルアップ、相互援助関係をつくるため学習、研修等を行う。
6. 当事者支援として、トータスゆったりの活動支援、一人暮らしの支援、家族支援を行う。
7. 働き方改革に沿って、事業の支障にならないように配慮しながら、職員の働き方を計画し、実施する。
8. 新定款に沿って理事会運営をし、法人運営、施設整備について検討を行う。